

## 産業支援センターみのわ 創業支援オフィス使用者募集要領

### (趣旨)

この要領は、産業支援センターみのわ設置条例（平成 29 年箕輪町条例第 20 号。以下「条例」という。）及び産業支援センターみのわ管理規則（平成 29 年箕輪町規則第 29 号。以下「規則」という。）に基づき、産業支援センターみのわ（以下「センター」という。）の創業支援オフィス使用者の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

### (目的)

センターは、箕輪町内で新規事業を展開しようと考えている方に対し、低価でレンタルオフィスを提供するなどの支援により初期投資が抑制でき、町内における創業者・起業者を増加させ、もって産業の活性化と振興を図るための施設です。

### (創業支援オフィス)

創業支援オフィスとは、創業支援を目的に整備された個別型レンタルオフィスです。OA フロアとなっていますので、IT 系、事務所系、営業所などに適しています。詳細については、以下のとおりです。

名 称	面積㎡	使用料(月額)	電 気 料	備 考
オフィス 1	28.3 ㎡	14,100 円	町が個別に設置した電気メーターを月1回検針し、使用量に応じた電気料を各使用者に対し翌月請求します。(基本料金及び共有スペース分は町負担)	24 時間 365 日使用可能。 OA フロア。 業務用冷暖房完備(電気料別)。 有線 LAN (フレッツ光) とフリーWi-Fi。 給湯スペースと WC 完備 (無料)。 コピー機完備 (有料)。個別郵便ポスト配備。 共有商談スペースあり (無料)。 2階に研修室あり (有料)。
オフィス 2	24.3 ㎡	12,100 円		
オフィス 3	24.5 ㎡	12,200 円		
オフィス 4	29.6 ㎡	14,800 円		
オフィス 5	40.6 ㎡	20,300 円		

- 【特徴】
- I 2018 年 3 月に大規模・耐震改修工事をした、箕輪町が管理するリニューアル施設です。
  - II 創業・企業支援相談員が平日の昼間常駐していますので、気軽に相談がしやすい環境です。
  - III 同施設には、箕輪町商工会が併設されていますので、様々なアドバイスが受けやすいです。
  - IV 隣接した施設として、箕輪町役場、文化センター、図書館、消防署などがあり、町の中心地に位置しますので、移住しての創業などをお考えの方に非常に便利にご使用いただけます。さらに、保育園・小学校・中学校も徒歩 10 分圏内ですので、子育て中の方にも便利にお使いいただけます。
  - V 最寄りの JR 伊那松島駅まで徒歩 10 分程度、また、中央自動車道伊北インターまでは車で 10 分です。さらに最寄りのコンビニまでは、徒歩 5 分程度の好立地環境です。
  - VI 施設には、無料駐車場（共有区画）が整備されています。また、共有スペースにつきましては、清掃業務受託業者が行いますので、使用者の方の負担はございません。
  - VII 使用期間は最長 3 年間ですが、その間は法人登記が可能です。

#### （使用対象者）

創業支援オフィスを使用できる方は、次の項目のいずれかに該当する方です。

- （１） 使用開始から概ね6ヶ月以内に箕輪町内で新規事業を開始しようとする者
  - （２） 箕輪町外において事業を開始した日※から5年を経過していない者であって、新たに町内で事業展開を図ろうとする者
  - （３） 新しい技術、素材、市場等の研究開発テーマを持ち、その事業化を目指す意欲と能力がある者
- ※事業を開始した日は、開業届、法人登記、法人設立届出書等に記載された日となります。  
※個人事業主からの法人成りについては、個人事業主として事業を開始した日からの通算計算となります。

#### （使用申請方法）

使用を申請しようとする方は、まずは、箕輪町役場 商工観光課 商工係 Tel.0265-96-8300 まで、電話でご連絡をください。まずは具体的な説明をこちらからさせていただいたうえでご判断いただき、使用申請をするか否かを決定ください。

使用申請すると決められましたら、以下の書類を、箕輪町役場 商工観光課 商工係（〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10286-1）までご提出ください。

- （１） 創業支援オフィス使用許可申請書（様式第1号）
- （２） 開業前の場合は、本人確認の書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の写し）
- （３） 開業後の場合は、事業を開始した日を証明する書類（開業届、法人登記等の写し）

なお、申請内容によっては、内容等について直接担当者がお話を聞かせていただく場合がありますので、ご承知おきください。

#### （使用許可）

使用の許可にあたっては、箕輪町役場商工観光課が申請書類の確認を行います。その後、審査を行い、最終的に箕輪町長が許可・不許可の判断をします。なお、審査結果や可否の理由については公表しませんので、ご了承ください。

#### （使用許可者）

箕輪町長による使用の許可を受けた場合は、箕輪町役場 商工観光課から使用方法に関する説明を受け、たとえば、「創業支援オフィス使用契約書」の締結をもって成立したものとみなされます。

#### （その他）

創業支援オフィスの各部屋は、OAフロアですので、床のどの位置からでも電源やLANケーブルなどを立ち上げることができます。

なお、固定電話を引く場合には、各使用者の負担でお願いします。また、共通有線LANやWi-Fiは、必要最低限の容量やセキュリティで運営していますので、容量不足やセキュリティを心配される場合は、別のものを各使用者の負担で引いていただくことは可能です。

24時間365日稼働の施設ですので、各オフィスの施錠等は各使用者でお願いします。万が一盗難などがあった場合でも、箕輪町及び箕輪町商工会は一切の責任を負いませんので、ご承知おきください。

各部屋の電気料について、部屋に設置されているエアコンの余熱パネル及び凍結防止ヒーターが部屋を使用していない際も稼働しているため、電気料が発生する可能性があります。あらかじめご承知おきください。

（現状回復）

使用者の方がレンタルをやめようとする場合は、1月前までに商工観光課にその旨を申し出てください。オフィスは現状回復が基本となりますので、使用者の負担により入居前の状態に回復してください。